建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年１月10日

国土交通大臣　石井　啓一

１　処分をした年月日　平成29年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　佐々木　茂　一級建築士　第149245号
３　処分の内容　免許取消
４　処分の原因となった事実　埼玉県内の建築物（12物件（建築確認：平成14年１月、同年５月、同年10月、同年12月、平成15年２月、同年４月（変更）、同年５月、同年７月、同年10月、平成16年２月（２物件）、同年８月（変更））について、建築設計事務所ノア（埼玉県知事登録第982号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第４項の規定に適合しない設計（壁量不足による耐震性の不足等）を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年１月10日

国土交通大臣　石井　啓一

１　処分をした年月日　平成29年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　小島　久雄　一級建築士　第161330号
３　処分の内容　免許取消
４　処分の原因となった事実　栃木県内、埼玉県内及び東京都内の建築物（50物件（建築確認：平成15年12月（２物件）、平成16年１月（５物件）、同年２月（４物件）、同年３月（３物件）、同年４月（２物件）、同年５月（２物件）、同年６月（４物件）、同年８月（２物件）、同年９月（３物件）、同年10月（３物件）、同年11月、同年12月、平成17年１月（２物件）、同年２月（２物件）、同年３月、同年５月（２物件）、同年６月（４物件）、同年９月（３物件）、同年10月、同年11月、同年12月、平成18年10月））について、埼玉県民共済生活協同組合一級建築士事務所（埼玉県知事登録第3103号、平成20年８月１日付け抹消）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第４項の規定に適合しない設計（壁量不足による耐震性の不足等）を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年１月10日

国土交通大臣　石井　啓一

１　処分をした年月日　平成29年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　桜井　健司　一級建築士　第185148号
３　処分の内容　免許取消
４　処分の原因となった事実　埼玉県内の建築物（17物件（建築確認：平成８年４月、平成９年５月、同年12月、平成10年１月、同年３月、同年６月、同年７月、同年８月（２物件）、同年11月、同年12月、平成11年２月、同年６月、同年７月、同年８月、平成13年６月（変更）、平成14年12月））について、桜井設計工房（埼玉県知事登録第1712号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第４項の規定に適合しない設計（壁量不足による耐震性の不足等）を行った。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第７１１８５号
大阪市淀川区木川西２丁目22番５号
申立人　淀川未来株式会社
本籍兵庫県佐用郡佐用町乃井野695番地、最後の住所大阪府大阪市淀川区十三東４丁目９番17号、死亡の場所大阪府大阪市住吉区、死亡年月日平成22年10月８日、出生の場所兵庫県佐用郡三日月町、出生年月日大正５年７月21日、職業不明
被相続人　亡　船曳　大造
大阪市北区西天満４－８－17宇治電ビルディング11階
相続財産管理人　弁護士　坂川　雄一
大阪家庭裁判所

平成２９年（家）第４３０４号
東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍大阪府河内長野市美加の台１丁目40番、最後の住所大阪府河内長野市美加の台１丁目40番１－518号、死亡の場所大阪府河内長野市、死亡年月日推定平成28年７月４日、出生の場所大阪府南河内郡長野町、出生年月日昭和25年９月28日、職業不詳
被相続人　亡　石川　泰正
事務所大阪府大阪市北区西天満４丁目３番11号梅新パークビル８階
相続財産管理人　弁護士　和田　宏徳
大阪家庭裁判所堺支部

平成２９年（家）第４３１４号
東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍大阪府藤井寺市小山２丁目22番地25、最後の住所大阪府藤井寺市小山２丁目１番29号、死亡の場所大阪府藤井寺市、死亡年月日平成28年６月７日、出生の場所大阪府大阪市生野区、出生年月日昭和26年１月８日、職業不明
被相続人　亡　山尾　利行
事務所大阪府大阪市中央区道修町１丁目６番７号　北浜ＭＩＤビル９階
相続財産管理人　弁護士　宇都宮一志
大阪家庭裁判所堺支部

平成２９年（家）第５８０号
岡山県倉敷市玉島勇崎319番地
申立人　大島登美子
本籍岡山県玉野市槌ケ原287番地、最後の住所岡山県倉敷市玉島勇崎319番地、死亡の場所岡山県玉野市、死亡年月日平成29年８月11日、出生の場所広島県福山市、出生年月日昭和17年７月４日、職業無職
被相続人　亡　坂本　博子
事務所岡山県倉敷市川西町10番２号　倉敷川西町ＲＧＢ３階
相続財産管理人　弁護士　田原　洋介
岡山家庭裁判所玉島出張所

平成２９年（家）第２０２２０号
大分県臼杵市大字深田1525番地
申立人　草刈　初香
本籍大分市大字白木3279番地、最後の住所大分市賀来北２丁目20番１号ファミーユＩ203、死亡の場所大分市、死亡年月日平成29年10月19日頃、出生の場所大分県北海部郡佐賀関町、出生年月日昭和38年12月９日、職業会社員
被相続人　亡　都　　勝人
大分県別府市大字鶴見2881番地の196ルミエールの丘Ｎ－81、事務所大分市中島西３丁目２番26号大分弁護士ビル４階
相続財産管理人　弁護士　麻生　昭一
大分家庭裁判所

平成２９年（家）第２００５４号
新潟県糸魚川市一の宮１丁目２番５号
申立人　糸魚川市
本籍新潟県糸魚川市大字竹ケ花43番地、最後の住所栃木県足利市大町13番地15加持アパート15号、死亡の場所栃木県足利市、死亡年月日平成26年２月推定25日、出生の場所新潟県糸魚川市、出生年月日昭和28年４月11日、職業不詳
被相続人　亡　田村　　巧
事務所新潟県新潟市中央区西堀通四番町259番地58西堀青藍館301号
相続財産管理人　弁護士　藤田　善六
宇都宮家庭裁判所足利支部